

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

公益財団法人 NSG財団 評議員会

### (目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人NSG財団（以下「この法人」という。）の定款第19条及び第37条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第16条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬等を支給しない。

### (費用)

第 4 条 役員及び評議員には、理事会及び評議員会その他これらに類する会議に出席するため及び監査業務の実施のために要する交通費、旅費並びにその他職務遂行のために実際に要した費用を支給する。

### (費用の支給方法)

第 5 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、または負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては事前に支払うものとする。

### (公表)

第 6 条 この法人は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等

の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 11 月 6 日から施行する。